

47/5
1030

明治二十二年十月

山形縣令
第三十一号達

古物商取締細則俗解

發兌

靜遠書屋藏

033602-000-3

特54-755

古物商取締細則俗解

(山形縣令第三十一号達)

横山 作左衛門 / 編

M22

BBK-0445



No 22559 / 22



古物商取締細則俗解

縣令第三十一號

古物商取締細則左ノ通改定ス

明治二十二年四月十一日

山形縣知事 柴原 和

明治十六年十二月廿八日大政府より第五十号の布号にて古物商取締條例といふと御達しになりその條例にて一般の控とさる、事は申す迄もないことなれどその條例に基いて本縣にても管内限りの細密なる御裁則としてこの古物商取締細則なるものと御達しになりたるのであります

古物商取締細則

古物商と稱ゆるものは古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、鍍金銀と賣買する渡世人、袋物屋、小間物屋、着甲屋、時計屋、飾屋、箔打屋、煙管屋の諸商人が商買上、古物と取扱ふ場合(たとへば賣買、交換など)と刀劍類と取扱ふ商人とを指したのでこの細則はこれらの諸商人と取締る爲めの、明細なる規則書といふことであります



第一條 古物商ノ營業ヲ爲サントスル者ハ(各種兼業ハ其業)其願書ニ組合取締人ノ加印ヲ受ケ(以下願書モ亦之ニ同シ)所轄警察署又ハ分署ニ願出免許ヲ受クヘシ其支店ヲ設ケントスルモ亦同シ

未丁年者ニシテ營業ヲ爲サントスルトキハ後見人ヲ定メ連署ノ上出願スヘシ

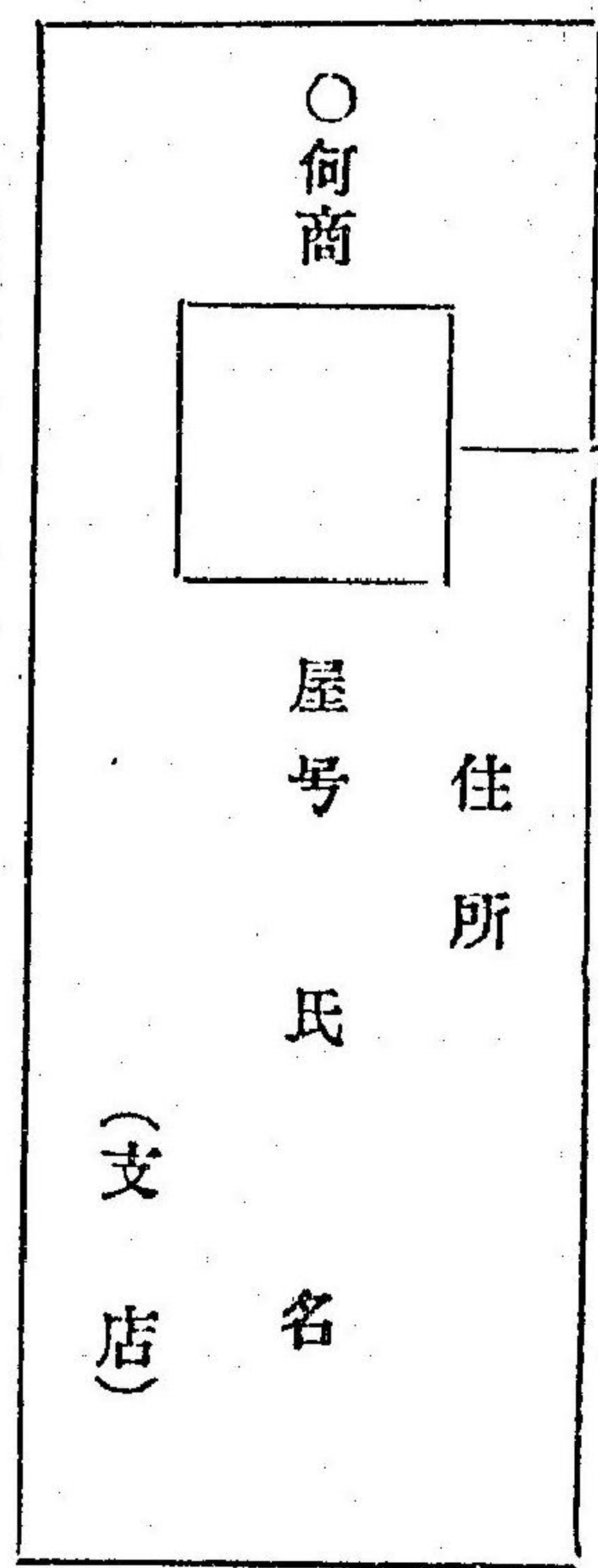
本條の譯は何人でも古物商と渡世しやうと思ふなら、先づ第一にその願書と自分が所轄する、警察署か分署に願書を出して免許証といふ証と受けるのであります、そして其願書には營業するもの、名(たとへば古道具とか古着とか書くことなり)と記載ことはいふまでもないことなれど、その取扱ふものが二種も三種もあらばその兼業丈と残らす書のです、そして其の願書には組合中で頼んで置く組合取締人の連印と受けねばなりません、又支店を開かんとする時も本店と同様の手続きで願と出すことにて支店だからとて本店と別に變りはないのです、夫から別項になつてある未丁年者云々とある未丁年者とは二十歳にならぬ年若のものが營業と願ふ時は、後見人と立て、後見人

と連印で願ひと出すのです、そしてその後見人にはたしかかな人と撰抜るのがかんじんです

第二條 古物商ハ左ノ雛形ノ看板ヲ製シ所轄警察署又ハ分署ノ烙印ヲ受ケ之ヲ店頭ニ掲クヘシ

但廢業又ハ他ノ警察署分署所轄内ニ移轉セントスルトキハ消印ヲ受クヘシ

警察署又は分署の烙印



竪一尺五寸

横四寸五分

第一條の手續きとして願か全く聞き届けになり、免許証かた下げになつて、始めて古物商となつた印に、茲に示されてある通りの看板と製らひ、警察署か分署より烙印と申一受けて店前に掛けて置くのです、そして廢業した時と他の警察署分署の扱下に引起しとした時は、先きに烙印と申し受けた警察署か分署に參つて消印として貰はねばなりません

第三條 物品ヲ市場床店又ハ露店ニ於テ販賣若クハ行商ヲ爲サントスル者ハ所轄警察署又ハ分署ニ願出許可ヲ受クベシ其家族又ハ雇人ヲシテ之ヲ爲サシムルトキ亦同シ

古物商人が其商品と市場、床店、露店など之は俗にいふ大道店と張つて商ひとする時と行商として品物と背負ひ又は肩にかけ歩き廻つて商とする時は古物商の免許証と持つて居ても更らにこの譯と申し立て警察署か分署にか願書と出しその許可と受けねはなりません、夫から又この大道店張と行商とと營業人の自分がやらせとも家内のものかまた雇人などと違ふ時も同様願出の手續きとしなければなりません

第四條 前條ノ許可ヲ受ケタルトキハ左ノ雛形ノ木札〔市場店床露店ハ〕ヲ製シ所轄警察署又ハ分署ノ烙印ヲ受ケ市場床店露店ニ在テハ之ヲ店頭ニ標出シ行商ハ顯ハニ携帯スヘシ
但廢業又ハ他ノ警察署分署所轄内ニ移轉セントスルトキハ消印ヲ受クヘシ

第一

警察署又ハ分署ノ烙印

○何商		住所
[]		屋号
		氏名
		家族(雇人)氏名

横四寸

竖一尺二寸

表

○ 何行商免許証

住所
氏名
家族(雇人)氏名

寸二横

年
月
日

裏面

警察署又ハ分署烙印

大道店カ行商の願ト出して許可になりたる時は本條に示す縦形通りの木札と製らいて警察署カ分署の烙印と申し受け大道店張ならその店前に掲げて置き行商なら帯にても結ひ付て他から見ても見易き様に何時でも持參で歩くのです、但し書は第二條の但し書も同じ譯でありますから茲には説きません

第五條 盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ所斷ヲ受ケ若クハ條例ニ違反シタル者ヲ營業上ニ使用セントスルト

キハ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

様々の盜み詐欺としたものと又刑法第三百九十九條とは賊が盗んで來た贓品であるといふことと知つて居ながら夫と受け取るとか藏してやるとか賣つてやるとか左もなければ盜み贓品だといふことと知つて居ながら、イヤ盜み贓品でないを保証に立つて人に迷惑をかけるなど、これらのことが露顯て處分と着たものと又た四百一條とあるは詐欺取つた品物か左もなければ其他の犯罪に關係してある物品であることと知つて居ながら夫と受け取るか藏してやるか賣つてやるか左もなければ左に怪しい品でないを保証に立つて人に迷惑をさせるとか之らの惡事が顯はれて罪と着たもの、夫から古物商取締條例と違犯て處分されたもの、之らの者と商買の上に使はふと思ふ時は所轄する、警察署又は分署に届出ねばなりません

第六條 條例第四條第五條ニ依リ証人ヲ要シタルトキハ其事由ヲ証明シタル書面ヲ取り置クヘシ

條例とは古物商取締條例にて其譯は身元の確然でない者から物品を買ひ交換とする時に立ち証人と又十五年にならぬ者、馬鹿狂氣、雇主の家に居る雇人、これらの者から物品と買取とか交換とするとかいふ時に立ち証人と、役所、町村、學校、病院、社寺會社などの印と押してあるとか記号と付けてあるとかいふ左様のものと買ひ取り交換とする時の証人とが立合つて時その事柄と確かめた書付と是非取つて置かねばならぬといふことと示されたのであります

第七條 左ニ記載シタル者証人タル時ハ物品ヲ買取リ又ハ交換スル

コトヲ得ス

- 一 十五歳未満ノ者
- 二 白痴瘋癲及瘖啞者
- 三 盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者

四 條例第十五條ニ依リ特別取締ニ付セラレ其期限内ノ者

五 條例第十九條ニ依リ營業禁止又ハ停止中ノ者

十五歳にならぬもの(壹)と馬鹿と狂氣と瘖啞(二)と盜み詐欺や刑法第三百九十九條第四百一條(この二ヶ條の譯は第五條の解釋の處にて委しく載せたり)の處分を受けたもの(三)と古物商取締條例の第六條第十一條第十四條と刑法第三百九十九條第四百一條の處分を受けたので特別取締といふにされたもので其期限内のもの(四)と一年内に古物商取締條例と二度以上犯したので警察署か分署からして商買と禁止きりにされたとか一寸停止られたとかいふもの(五)これらのものが証人とならふといふ時は確然な証人でないのだから物品と買つたり交換とすることはなりません

第八條 條例第四條第六條ニ依リ警察官吏又ハ巡查ノ認可若クハ許

可ヲ受ケントスルトキハ双方連署ノ書面ヲ差出スヘシ

本條の譯は身元の確かでないものから物品と買又は取換とする時の証人と、盜み詐欺で罪になつたもの又刑法第三百九十九條第四百一條(この二ヶ條の譯は前の第五條

の處にて解きたり)の處分を受けたるものから物品を買ふとか、交換とするとか、仕舞て置くことと頼まれたとかいふ時はその頼んだものは素人と古物商人との差別なく警察官吏か巡査の許可を受けねばならぬことと條例の第四條第六條にて定められこののであるが、その願書は双方が運印の上で差出せといふことを示されたのであります

第九條 古物商ハ左ノ帳簿ヲ製シ其紙數ヲ記シ品觸帳ヲ除外所轄警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受クヘシ

但廢業シタルトキハ消印ヲ受クヘシ

一 物品買受明細帳

此ノ帳簿ニハ物品ヲ買受又ハ讓受ケタルトキ第一号書式ニ依リ記載スベシ

二 物品賣渡明細帳

此ノ帳簿ニハ買主讓受主ヲ詳ニシタル者ニ物品ヲ賣渡シ又

三 物品預帳

ハ讓渡シタルトキ第二号書式ニ依リ記載スヘシ
此帳簿ニハ物品ヲ預リタルトキ第三号書式ニ依リ記載スベシ

四 品觸帳

此帳簿ニハ品觸ヲ順次編綴シ到達シタル年月日時ヲ記入シ置クヘシ

古物商人は茲に示されてある通り物品買受明細帳以下の帳面を揃い置いて帳面の紙數と記し置き品觸帳と除く外は何れも所轄警察署か分署の檢印と受けるのです若し廢業した時は檢印と消して背はねばなりません儲帳簿の中物品買受明細帳には物品と買受けるか讓り受けとした時の帳面にて其書方は下にある第一号書式の通り、物品賣明細帳は物品と賣渡し讓り渡した時の帳面でその書方は下にある第二号書式の通り、物品預帳は物品と預りたる時の帳面にて書方は第三号書式の通り次に品觸帳とは品觸の到達

しになる度判にこの帳面に綴り込むので、そして其の品觸れの自分の手許に廻された
時の年月日と一々書いて置くのです

第十條 物品ニハ帳簿ト同一ノ番号ヲ附スヘシ

總て品物は帳面と同じ番号と付けて置かねばなりません

第十一條 物品ヲ他府縣ニ運送セントスルトキハ目錄二通ヲ作り二

日以前ニ所轄警察署又ハ分署ニ届出其一通ニ檢印ヲ受ケ物品ト共

ニ送付スヘシ又他府縣ヨリ運送シ來ルトキハ其府縣警察署又ハ分

署ノ檢印アル目錄(檢印スルノ定規ナ)ヲ添へ到着後一日以内ニ所轄警

察署又ハ分署へ届出ツヘシ

品物ト他府縣下に持運びしやうとする時は目錄二通と拵いて持運びする二日前に警察

署カ分署に届けと出して一通の目錄に檢印と受けて品物と共に送り又他の府縣から送

つて來た品物の時は向ふから品物に付いて來た警察署カ分署の檢印ある目錄と添へて

品物が着いた翌日中に所轄する、警察署カ分署に届けと出さねばなりません併し持運
公荷物(荷物)の目錄に檢印するの規則と未だ定められてない府縣から來た分ば目錄は取除か
れるのであります

第十二條 他府縣へ運送スル荷物ニハ差出人及請取人ノ住所氏名并

其物品ノ名稱ヲ標記スヘシ

他の府縣下へ送らふとする荷物は差出人と受取人の住居する所と名前とを明細に記載

ことは勿論のこと、其品物の名も同じく板札にても書いて荷物に結ぶ付け一目見て何

品といふことまで解るやふにしますので

第十三條 免許証ハ貸借スルヲ許サス

他人には勿論のことたとへて營業人の家内にて親子兄弟夫婦の中と雖ども古物商の鑑

札即ち免許証は貸借することはなりません

第十四條 轉居改氏名水火盜難其他ノ原由ニ依リ免許証ニ異動ヲ生

スルカ又ハ毀損亡失シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署又ハ分署

ニ届出再渡若クハ書換ヲ請フヘシ

但行商免許証ノ毀損亡失ニ係ルトキハ更ニ烙印ヲ受クヘシ

店の引越としたとか姓名と改めたとか其外水難水災にかゝるとか左様でなければ盗難などにかゝりて免許証と紛失したとか破損したとかて書換へとせねばならぬといふ時は三日の内に警察署か分署に届出て、鑑札の二度渡しか書替かと受けねばなりません又行商免許証の毀れ損じた時や失なつた時は更に板札の鑑札と拵いて夫に烙印と申し受くるのです

第十五條 他ノ警察署又ハ分署所轄内ニ移轉セントスルトキハ現營業地ノ所轄警察署又ハ分署ニ届出免許証ヲ送納シ行商免許証ハ消

印ヲ受ケ更ニ第一條ノ手續ニ依リ移轉地ノ所轄警察署又ハ分署ニ願出ツヘシ

古物商人が他の警察署分署の所轄内に引越してして營業一やうとするときは是迄所轄

されてあつた警察署か分署にその譯と届出て鑑札の免許証と一旦返し納め行商の鑑札あるものは消印と申し受け借引越とした土地と支配さる、警察署か分署に願出て新たに免許証の鑑札と受けねばなりませんその願出での手續きは第一條に解釋した通りであります

第十六條 廢業セントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届出免許証

ヲ送納シ行商免許証ハ消印ヲ受クヘシ

但各標ノ營業ヲ兼ヌルモノニシテ其全部ヲ廢業セサル片ハ免許証ノ書換ヲ請フヘシ

商買と廢めやうとする時はその次第柄と所轄されてある警察署か分署に届出て、先に申し受けてある免許証の鑑札と返し納め行商鑑札の烙印と受けてあるものは消印と申し受けるのです借亦古物商のうちたとへば常甲屋と金具屋と二種以上も渡世として居たもので丸切り商買と廢めるではなく渡世の中とぞれか廢めやうと思ふ其ときは鑑札の書換と申し受けるのであります

第十七條 古物商ハ所轄警察署又ハ分署區域ニ從ヒ同種類毎ニ組合ヲ設クヘシ

但少數ニシテ組合ヲ設クルコト能ハサルトキハ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受ケ適宜他ノ種類ト合併スルコトヲ得

古物商人ハ所轄されてある警察署か分署の扱下支のものにて書籍は書籍、古本は古本と同じ渡世人丈にて組合と立ることと定められたのであります、但但書は組合の数が少なくて一の組合と立ることの出来ぬ時は警察署か分署の認可を受けてその實際の都合と見計ひ他の組合と合併しても宜いといふことと示されるのであります

第十八條 組合ニ於テハ其規約ヲ定メ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受クヘシ其改正ヲ要スルトキ亦同シ

前の條にて組合と立ることと定められたが諸組合と立てたなら規約とて云はゞ組合の約束書と拵らへて所轄とる、警察署か分署の認可と受けるのでありますそして其約束

書と改ため直そふといふことがあつた時も亦同様の手續と爲さねばなりません

第十九條 組合ニ於テハ取締人一人副取締人一人若クハ數人組合中

ヨリ公撰シ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受クヘシ

但不適任ト認ムルトキハ任期中ト雖モ改撰セシムルコトアルヘシ

一の組合にて組合の取締と付る爲めに取締人といふと一人副取締人といふと一人か數人、これらの役員とは營業人中から撰び出し警察署か分署の認可と受けるのです併しこの役員のうちで相當の人物でないを認めが付たときは未だ勤むべき年期限内でも撰み直しと命らるゝことがあるのです

第二十條 取締人ニ於テ取扱フヘキ事項左ノ如シ

- 一 組合中諸般ノ取締ヲナス事
- 二 營業ニ關スル諸規則命令ヲ營業者ニ通知スル事

三 品觸ヲ組合中ニ配付シ證印ヲ取り置ク事

四 組合營業者ノ願届ニ加印シ意見アルモノハ其旨ヲ添申スル事

五 組合中ノ名簿ヲ製シ住所屋号氏名年齢ヲ記載シ實印ヲ押捺セシメ増減變更アル毎ニ加除スル事

六 組合ニ關スル費用ヲ收支決算シ之ヲ組合ニ報告スル事

右ノ外規約ヲ以テ定メタル事項

本條の譯は取締人にて取扱ふ事柄と示されたるものにて組合中諸般の取締と始とし

(一) 渡世に就て關聯のある諸種の規則類やら其筋から命令られた事柄と渡世人に通じて知らせ(二)、品觸の達しがある度毎に組合中に配りて配つた証據に印を取つて置くこと(三)、組合渡世人の願届には連印としてやり若し連印とする事に就て自分の見込がある時はその次第柄と添書して出すこと(四)、組合中の人名と記す帳面と作つて夫には住居、屋号、氏名、年齢と記して銘々から夫に實印を取つて置き借人頭の増減か變更でもあつた時はあつた様に夫々抜きさしとして置くこと(五)、組合に關聯支拂ひ

の出入と決算して組合中に報告とすること(六)、この外組合内にて定めてある事柄と總て取扱はねばならぬのです

第二十一條 古物商ハ組合ニ關スル費用ヲ負擔スヘシ

古物商人は組合に關聯費用とば總て負擔ねばなりません

第二十二條 營業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者若クハ後見人其責ニ任スヘシ

ハ 後見人其責ニ任スヘシ

渡世柄のことは家内のものや雇人が爲た事柄でも總て營業人か後見人が身の上のことになるのであるから平生その心掛けでなければなりません

第二十三條 第一條第二條第三條第四條第五條第六條第七條第八條

第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條

ニ違背シタル者ハ古物商條例ニ依リ處分セラル、モノヲ除ク外

違警罪ヲ以テ處分セラルヘシ

本條はこの細則を犯したものと罰せらるゝことと示されたのでこの細則の第一條から第十六條迄十六ヶ條何れに違犯ても違警罪にて處分されるのであります。夫でも古物商條例に依つて處分されたものは取除かれるのであります。

第一號書式

(〇八朱)

物品讓受明細帳書式

何府縣何郡區何町村何番地
何職士族平民

賣主又ハ讓主 氏 名

特別取締ニ付セラレタル其年
及証人ヲ要シタル其住所氏名并
ニ警察及又ハ巡查ノ認可若クハ許可
ヲ受ケタル其旨ヲ記載スヘシ

特別取締ニ付セラレタルトキニ限ル

何年何月何日時買受テ

第何號 何年何月何日賣却又ハ何々

價金何拾何圓也

一何色羽二重紋付男小袖

壹枚

但何紋何ヶ所ニアリ裏何色袖口何

第何號

價金何拾何圓也

一何色縮緬女小袖

壹枚

但何紋何ヶ處ニアリ胴裏何裾何袖口何

第何號

價金何拾何圓也

一金側片硝子懷中時計

壹個

但器械何國製番号何号附屬品何

第何號

價金何拾何圓也

一 黒塗何寸重箱

但内朱塗蓋ニ金箔ニテ何々ノ紋アリ又ハ何々ノ蒔繪アリ

小計幾品

價金何百何拾圓也

第二號書式

物品讓渡明細帳書式

何府縣何郡區何町村何番地
何職士族平民

買主又ハ讓受主 氏名

特別取締ニ附セラレタル片ハ其
年齢及証人ヲ要シタル片ハ其住
所氏名ヲ記載スヘシ

○特別取締ニ付セラレタルトキニ限ル

何年何月何日時讓渡

○物品讓受明細帳ト同一ノ番號ヲ附スヘシ

何年第何號

價金何拾何圓也

一 何色羽二重紋付男小袖

何年第何號

價金何拾何圓也

一 何色縮緬女小袖

何年第何號

價金何拾何圓也

一 金側片硝子懷中時計

壹枚

壹枚

壹個

何年 第何號

價金何拾何田也

一黒塗何寸重箱

小計幾品

價金何百何拾田也

第三號書式

物品預帳書式

壹個

何府縣何郡區何町村何番地

何職士族平民

預主

氏

名

〔警察官ノ認可ヲ得タル
作ハ共旨ヲ記載スヘシ〕

何年何月何日預リ

第何號

一何色羽二重紋付男小袖

但何々ノ爲メ預ル(以下倣之)

第何號

一何色縮緬女小袖

第何號

一金側片硝子懷中時計

第何號

一黒塗何寸重箱

小計幾品

壹枚

壹枚

壹個

壹個

2M-8

明治廿二年十月十日御届
十月廿九日出版

編輯兼
出版人
食乃若

發兌

山形縣平民

横山作左衛門

山形縣最上郡戸澤村
大字松坂六番地

枋木縣平民

古口直一

東京京橋區新富町
三丁目五番地寄留